

介護予防・日常生活支援総合事業における 基準緩和型サービスについて

平成30年 9月14日（金）

岐南町役場 保険年金課

新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行

1 総合事業への移行

平成27年4月に介護保険法が改正され、要支援者を対象に全国一律の基準で行われている。介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、町を中心として事業者、専門職、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成に繋げ、地域づくりに取り組むことができるよう、従来から介護保険制度で位置付けられていた地域支援事業について、大幅に見直しが行われ、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が位置付けられた。

2 本町の対応

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、主に現行相当、基準緩和型サービス及び住民主体サービスで構成され、本町では現行相当サービスは平成29年度の経過期間を経て平成30年4月から実施しているが、基準緩和型サービスについては、平成31年4月から実施する予定。

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成

＜現行＞

介護保険制度

＜見直し後＞

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付
（要支援1～2）

訪問看護・福祉用具等

訪問介護・通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業：要支援・要介護ではないが、そのおそれがある者
- 一次予防事業：一般の高齢者が対象
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記のほか生活支援サービス含む要支援者向け事業、介護予防支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で
実施

多様化

介護給付（要介護1～5）

介護予防給付（要支援1～2）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
（要支援1～2、それ以外の者）

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス（配食等）
 - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- 一般介護予防事業

基準緩和型サ
ービスを追加

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
（左記に加え、**地域ケア会議の充実**）
- 在宅医療・介護連携の推進**（医療介護連携）
- 認知症施策の推進**
（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）
- 生活支援サービスの体制整備**
（生活支援コーディネーターの配置 H28.4～、協議体の設置等）

充実

任意事業

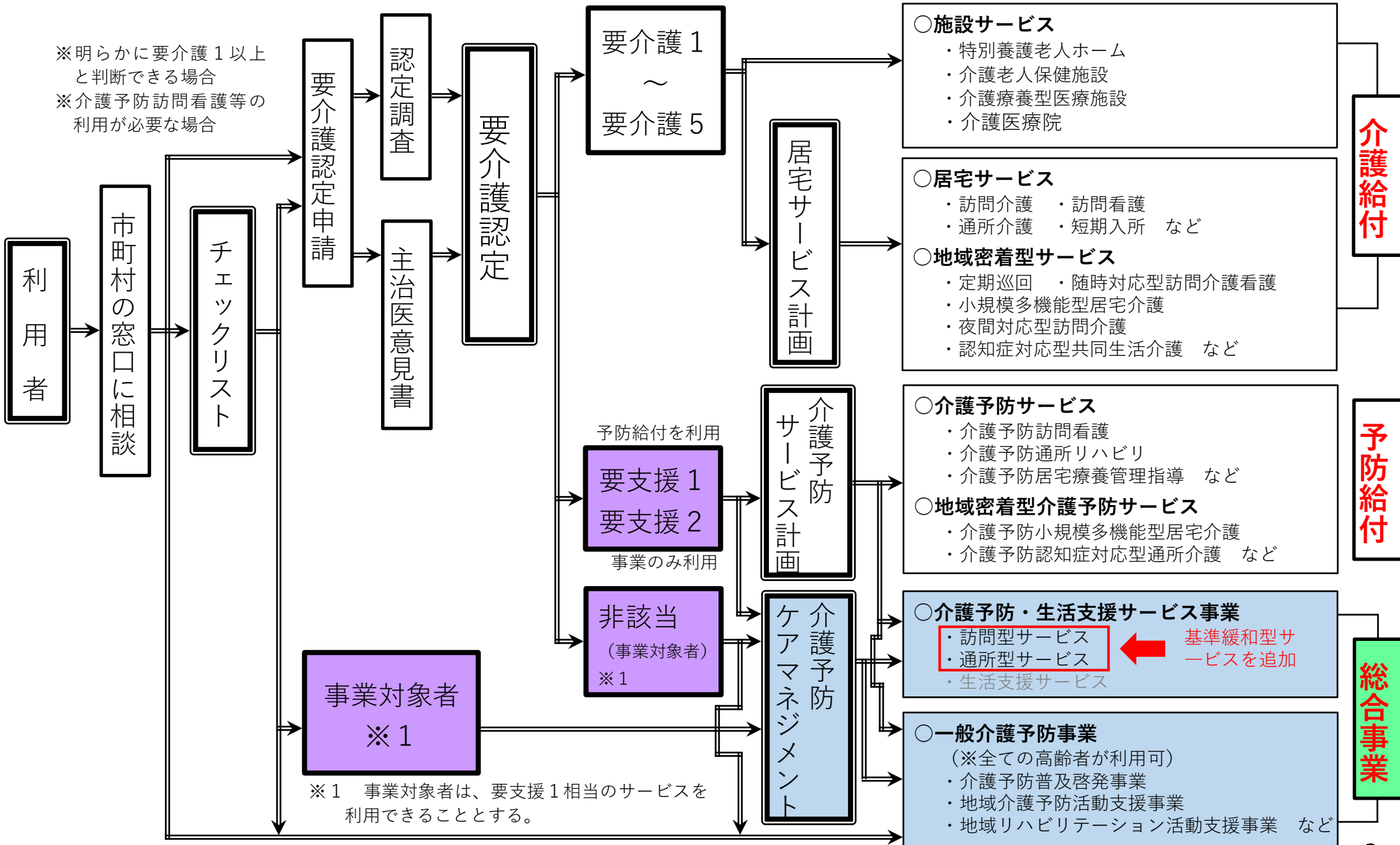
- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

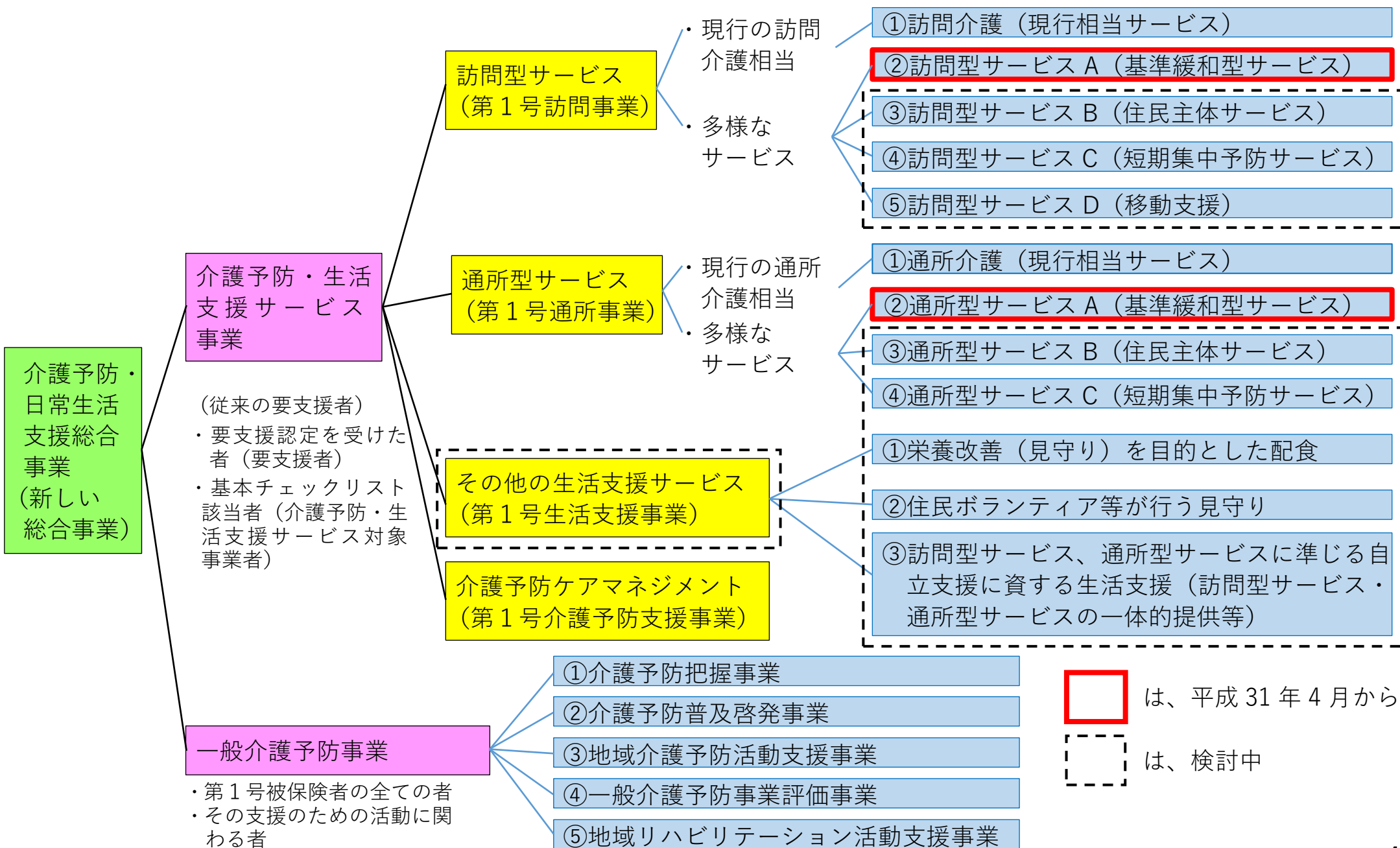
地域支援事業

介護サービスの利用の方法

※明らかに要介護1以上と判断できる場合
※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合



国が示す総合事業の構成と本町の対応



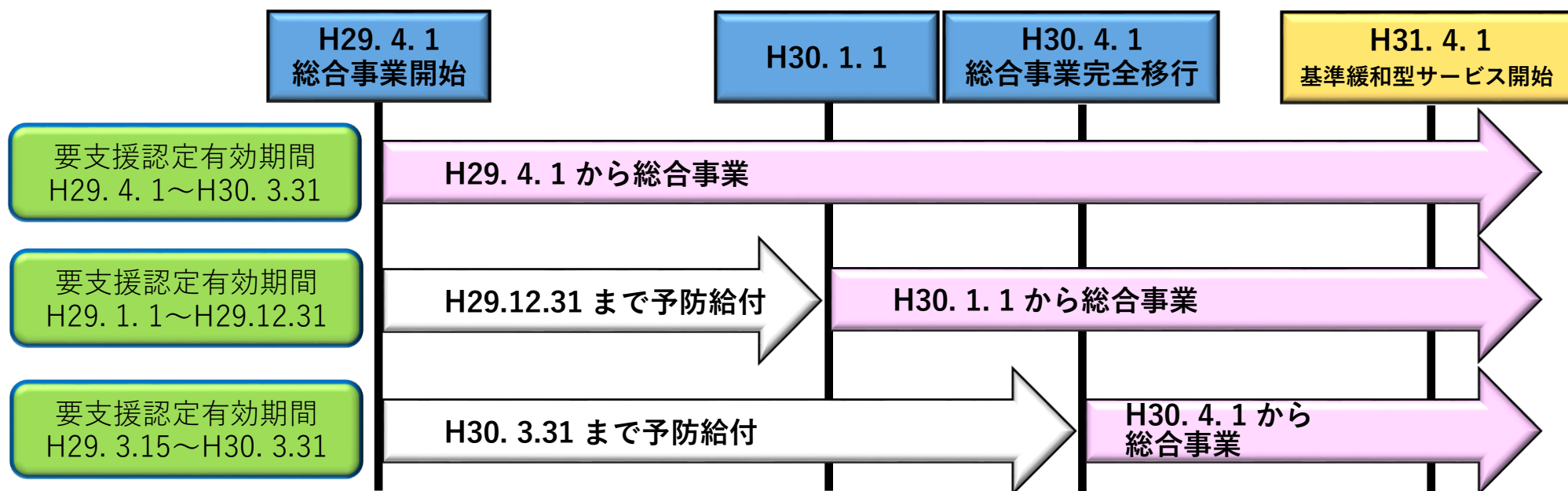
総合事業の利用対象者

対象者

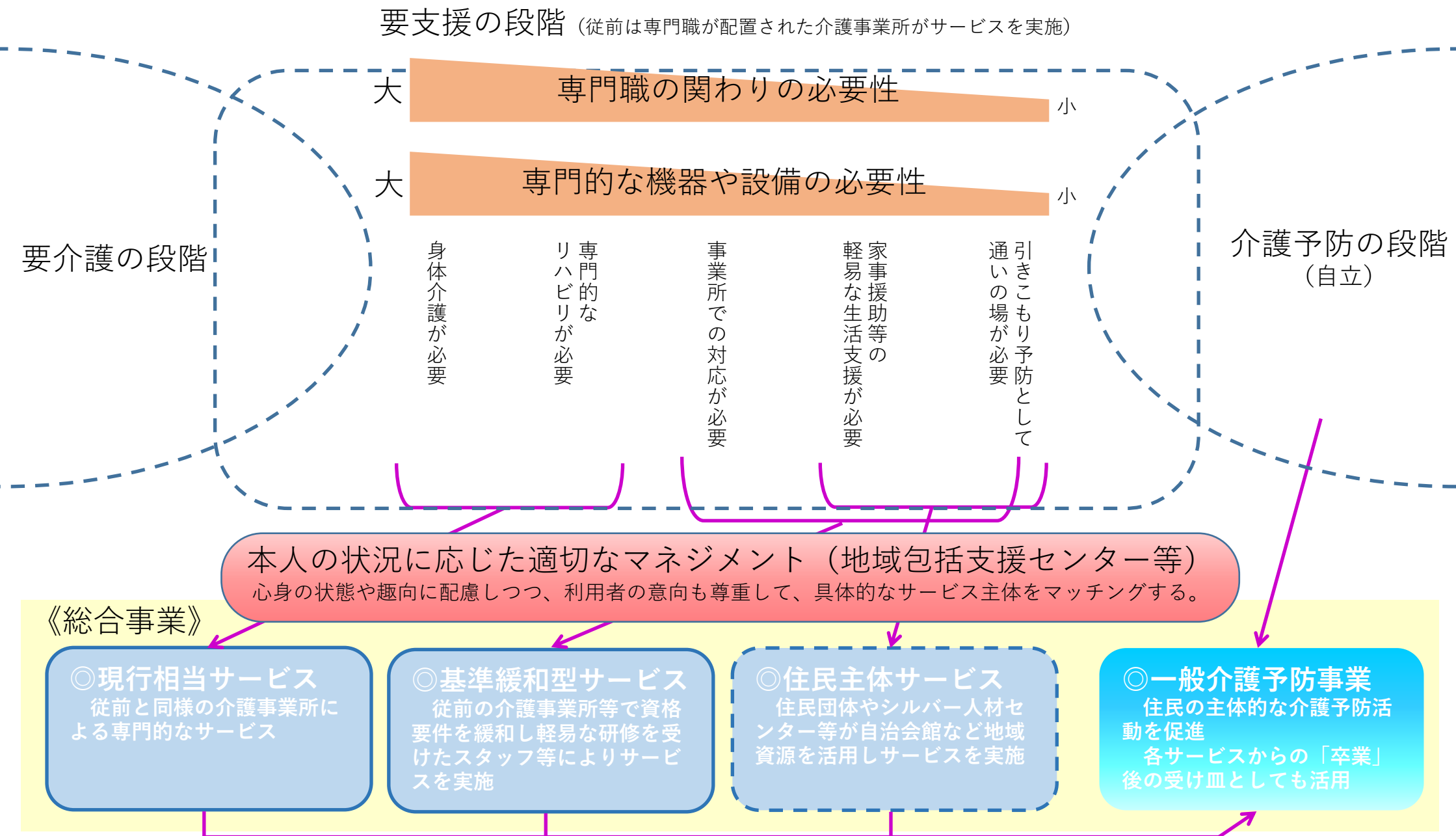
- ① 平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者)
- ② 平成29年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

補足説明

- ・平成29年3月末までに、既に要支援認定を受けている要支援者は、その認定更新等までは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービス提供します。
- ・平成29年4月以降に、認定更新等により要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護を利用する場合は、総合事業としてサービス提供します。
(要支援者の認定有効期間は、最長1年のため、町全体では平成29年4月から1年かけて移行した。)



総合事業における各サービスの利用者像について



総合事業の背景 ニーズの増大と人材不足

生活支援ニーズの増大

予防給付の対象者には、身体介護でなく生活支援（IADL）である「掃除」「買い物」「調理」などの生活支援を現在も提供しているところ。

今後、ひとり暮らし高齢者・高齢夫婦世帯をはじめとした家族力の不足する世帯の増加が予想され、ますます生活支援のニーズや支援内容が拡大することが予想される。

ニーズの増加に対する、ホームヘルパーを中心とした介護職員不足

今後、要介護・支援認定者の増加する一方で、担い手である生産年齢人口（15歳～64歳）は減少する。増加する生活支援ニーズを従来通りホームヘルパーがすべて担うことは人材不足により不可能となってくる。

中重度の在宅要介護を支える人材も不足する？

ひとり暮らし高齢者をはじめとする支援対象者や、中重度要介護認定者が住み慣れた自宅や地域で生活するためには「身体介護」を中心とした訪問介護の提供が不可欠。限られたヘルパーがより専門性の高い「身体介護」に取り組んでいくために、新たに生活支援を行う担い手が必要となる。

訪問型サービスについて

	現行相当サービス	基準緩和型サービス (サービス A)
目的	様々な実施主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするとともに地域の支え合いの体制づくりを推進する。 現行の介護予防給付と同様の基準による専門的なサービスを提供することで、要支援者等が自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す	現行よりも<u>人員等の基準を緩和することにより担い手の幅を広げ、その担い手により生活援助に特化したサービス</u>を提供することで、要支援者等が自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す
運営主体	訪問介護事業所（法人であること）	
サービス内容	・身体介護 ・生活援助 ・身体介護＋生活援助	・<u>生活援助</u>
提供時間	設定なし	
人員基準	・管理者 常勤専従 1 人 ・サービス提供責任者（有資格者） 利用者40人に 1 人以上（原則常勤） ・訪問介護員等（介護福祉士等の有資格者） 常勤換算2.5人以上	・管理者 常勤専従 1 人 ・サービス提供責任者（有資格者） <u>1人以上必要数</u> ・訪問介護員等（有資格者・<u>一定の研修修了者</u>） <u>1人以上必要数</u>

訪問型サービスについて

	現行相当サービス	基準緩和型サービス (サービス A)
単位数 費用額	原則、<u>回数制（10月サービス提供分より）</u> ・回数報酬 (Ⅰ) 要支援 1・2、事業対象者で週 1 回程度 ⇒266単位/回（4回迄/月） (Ⅱ) 要支援 1・2、事業対象者で週 2 回程度 ⇒270単位/回（5～8回迄/月） (Ⅲ) 要支援 2、事業対象者で週 2 回超 ⇒285単位/回（9～12回/月） ・月額包括報酬 (Ⅰ) 要支援 1・2、事業対象者で 週 1 回程度を想定し、 4 回を超えた場合⇒1,168単位/月（11,680円/月） (Ⅱ) 要支援 1・2、事業対象者で週 2 回程度を想定し、 8 回を超えた場合⇒2,335単位/月（23,350円/月） (Ⅲ) 要支援 2、事業対象者で週 2 回超を想定し、 12回を超えた場合⇒3,704単位/月（37,040円/月） ※ 各種加算・減算は予防給付と同様	<u>回数制</u> (Ⅰ) 要支援 1・2、事業対象者で週 1 回 ⇒<u>226</u>単位/回（5回迄/月） (Ⅱ) 要支援 1・2、事業対象者で週 2 回 ⇒<u>230</u>単位/回（6～10回迄/月） ※ 加算 初回加算のみ ⇒ <u>200</u>単位（2,000円） 減算 <u>設定しない</u>
利用者負担 (1割の場合)	(Ⅰ) 要支援 1・2、事業対象者で週 1 回程度 (4 回と仮定) ⇒ 1,064円/月 (Ⅱ) 要支援 1・2、事業対象者で週 2 回程度 (8 回と仮定) ⇒ 2,160円/月 (Ⅲ) 要支援 2、事業対象者で週 2 回超 (10回と仮定) ⇒ 2,850円/月	(Ⅰ) 要支援 1・2、事業対象者で週 1 回 (4 回と仮定) ⇒ 904円/月 (Ⅱ) 要支援 1・2、事業対象者で週 2 回 (8 回と仮定) ⇒ 1,840円/月
サービスの利用	・現行相当サービス及び基準緩和型サービスの併用不可	
介護予防支援	介護予防ケアマネジメント A（4,300円/月、従前と同額） 従前どおりのケアマネジメントを実施	

訪問型サービスについて

	現行相当サービス	基準緩和型サービス (サービス A)
個別計画の作成	必要（訪問介護相当サービス計画）	必要な場合作成 ※ケアプランのみでは適切な生活援助ができない恐れがある場合など必要に応じて作成
運営規程等の説明・同意	必要	必要 ※生活援助のみの提供となることや、個別計画を作成した場合など
提供拒否の禁止	正当な理由なく訪問型サービスAの提供を拒んではならない。	
従事者の清潔の保持・健康状態の管理	事業者は、 ① 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 ② 事業所の、設備及び備品等については、衛生的な管理に努めなければならない。	
従事者または従事者であった者の秘密保持	正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。 ※ サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。	
事故発生時の対応	町・家族・包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置（記録・状況によっては損害賠償等）を講じなければならない。	

通所型サービスにおける利用者の状態像や考え方等について

サービス利用の状態像（一例）

身体的にはほぼ自立し、近所程度は一人で外出ができる身体能力はあるが気力低下（うつ等）で閉じこもりの生活をしている者

状態像を踏まえ、サービス提供の考え方・留意点

- 利用者の仲間づくりや生きがいづくり等を目的に、利用者の有する能力に応じた「役割を創出するため」の運動やレクリエーションなどに積極的に参加できるように支援する。
- 生活の目標をはっきりさせ、一人で外出する自信が持てるよう身体的・心理的な支援を行う。
- 利用者同士が配慮や援助ができるよう支援する。
- 地域行事等への参加、住民主体によるサービス等の多様なサービスへの利用促進を図る等、社会参加につながるような支援を行う。

通所型サービスについて

	現行相当サービス	基準緩和型サービス (サービス A)
目的	様々な実施主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするとともに地域の支え合いの体制づくりを推進する。 現行の介護予防給付と同様の基準による専門的なサービスを提供することで、要支援者等が自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す	現行よりも<u>人員等の基準を緩和することにより担い手の幅を広げ、その担い手により短時間のサービス</u>を提供し、また<u>利用者はサービス選択肢の幅を広げられる</u>ことで、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す
運営主体	通所介護事業所（法人であること）	
サービス内容	・機能訓練（体操・リハビリ等） ・レクリエーション ・入浴 ・食事 ・送迎 ・健康チェック	・機能訓練（<u>軽体操等</u>） ・（レクリエーション） ・（<u>入浴</u>） ・（<u>食事</u>） ・（<u>送迎</u>） ・（健康チェック） 下表のとおり 要綱第5条に沿ったサービス提供作りを心掛けてください。
入浴	任意（加算・減算なし）	選択制 利用者の希望により対応することとする。（加算・減算なし）
食事	任意（食材費等を実費徴収可）	原則実施しない。 ただし、必要に応じ実施することが可能（食材費等を実費徴収可）
送迎	送迎の実施は必須（加算・減算なし） ※利用者の希望により送迎の未実施が可能	選択制 利用者の希望により対応することとする。（加算・減算なし）

通所型サービスについて

	現行相当サービス	基準緩和型サービス (サービス A)
提供時間	原則 3 ～ 9 時間	原則 2 時間以上 ※現行相当サービスよりも短時間でのサービス提供を原則とする。
提供回数	・提供回数の限度は定めていないが、一部の利用頻度に応じた報酬を設定 (Ⅰ) 要支援 1、事業対象者 (Ⅱ) 要支援 2 で週 1 回程度 (Ⅲ) 要支援 2、事業対象者で週 2 回程度	・提供回数の限度を設定 (Ⅰ) 要支援 1・2、事業対象者 週 1 回 (5 回迄/月) (Ⅱ) 要支援 2、事業対象者 週 2 回 (6～10 回迄/月)
人員基準	・管理者 (資格要件なし) 常勤専従 1 人 ・生活相談員 (有資格者) 専従 1 人以上 (サービス提供時間を通して配置) ・看護職員 (有資格者) 専従 1 人以上 (利用定員 11 人以上の場合) ・介護職員 (資格要件なし) 専従 1 人以上 (利用定員 15 人まで 1 人、1 人増えるごとに常勤換算 0.2 人) ・機能訓練指導員 (有資格者) 1 人以上 ※ 生活相談員又は介護職員のうち、1 人以上は常勤 ※ 管理者は、支障がない場合は他の職務の兼務可能	・管理者 (資格要件なし) 常勤専従 1 人 ・生活相談員 必置ではない ・看護職員 (有資格者) 専従 1 人以上 (利用定員 11 人以上かつ入浴あり の場合) ・従事者 (資格要件なし) 専従 1 人以上 (利用定員 15 人 まで 1 人、1 人増えるごとに専従換算 0.2 人) ・機能訓練指導員 必置ではない ※ 管理者は、支障がない場合は他の職務の兼務可能 新規で事業所を開設しかつ有資格者が 1 人もいない場合は、サービス開始日より前に少なくとも従事者 1 人は一定の研修を受け修了する必要があります。
設備基準	・食堂兼機能訓練室 (3 m² × 定員)、静養室、相談室、便所、洗面設備、事務室、消火設備その他の非常災害に必要な設備	・サービスを提供するために必要な場所 (3 m² × 定員)、便所、洗面設備、消火設備その他の非常災害に必要な設備 静養室、相談室、事務室は必置ではない

通所型サービスについて

	現行相当サービス	基準緩和型サービス (サービス A)
単位数 費用額	原則、回数制（10月サービス提供分より） ・回数報酬 (Ⅰ) 要支援1、事業対象者で週1回程度 ⇒378単位/回（4回迄/月） (Ⅱ) 要支援2で週1回程度 ⇒389単位/回（4回迄/月） (Ⅲ) 要支援2、事業対象者で週2回程度 ⇒389単位/回（5～8回迄/月） ・月額包括報酬 (Ⅰ) 要支援1、事業対象者 1,647単位/月（16,470円/月） (Ⅱ) 要支援2で週1回程度 3,377単位/月（33,770円/月） (Ⅲ) 要支援2、事業対象者で週2回程度 3,377単位/月（33,770円/月） ※各種加算・減算は予防給付と同様	・回数制 (Ⅰ) 要支援1・2、事業対象者（週1回・5回迄/月） - 送迎&入浴有 340単位/回（3,400円/回） - 送迎又は入浴無 316単位/回（3,160円/回） - 送迎&入浴無 292単位/回（2,920円/回） (Ⅱ) 要支援2、事業対象者（週2回・6～10回迄/月） - 送迎&入浴有 350単位/回（3,500円/回） - 送迎又は入浴無 325単位/回（3,250円/回） - 送迎&入浴無 300単位/回（3,000円/回） ※ 利用できる回数は提供回数に準ずる ※ 加算・減算は設定しない
利用者負担 (1割の場合)	(Ⅰ) 要支援1、事業対象者で週1回程度 (4回と仮定) ⇒ 1,512円/月 (Ⅱ) 要支援2で週2回程度 (4回と仮定) ⇒ 1,556円/月 (Ⅲ) 要支援2、事業対象者で週2回超 (8回と仮定) ⇒ 3,112円/月	(Ⅰ) 要支援1・2、事業対象者で週1回 (4回・送迎有・入浴無と仮定) ⇒ 1,264円/月 (Ⅱ) 要支援2、事業対象者で週2回 (8回・送迎無・入浴無と仮定) ⇒ 2,400円/月
サービスの利用	・現行相当サービス及び基準緩和型サービスの併用不可	
介護予防支援	介護予防ケアマネジメント A（4,300円/月、従前と同額） 従来通りのケアマネジメントを実施	

通所型サービスについて

	現行相当サービス	基準緩和型サービス (サービスA)
個別計画の作成	必要（通所介護相当サービス計画）	必要な場合作成 ※ケアプランのみでは適切なサービス提供ができない恐れがある場合など必要に応じて作成
運営規程等の説明・同意	必要	必要 ※提供時間2時間以上、本人の希望により送迎・入浴の有無を選択することができるなど
提供拒否の禁止	正当な理由なく通所型サービスAの提供を拒んではならない。	
従事者の清潔の保持・健康状態の管理	事業者は、 ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ② 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	
従事者または従事者であった者の秘密保持	正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。 ※ サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。	
事故発生時の対応	町・家族・包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置（記録・状況によっては損害賠償等）を講じなければならない。	

現行相当、基準緩和型で利用者像やサービス内容等に差があるため、利用者の状態やニーズを把握し、的確なケアマネジメントを実施することが必要になります。

基準の詳細について

人員・設備・運営に関する基準

岐南町指定基準緩和型訪問介護事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（別紙）
岐南町指定基準緩和型デイサービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（別紙）
（平成30年4月1日施行）

要綱の掲載場所

岐南町公式ホームページ（ぎなんねっと）

→組織別一覧（トップページより緑のメニューバーの一番右にあります）

→民生部 保険年金課 [課のページへ](#) をクリック

→申請・届出（スクロールしていただき、一番下のグループにあります）

ケアマネジメントの概要

○基準緩和型サービスを利用するに当たり、ケアマネジメントを行う必要があり、介護予防ケアマネジメント A を適用する。

ケアマネジメント	サービス種別	報酬	作成者
介護予防 ケアマネジメント A (原則的なケアマネジメント)	現行相当サービス 基準緩和型サービス	4 3 0 単位 (4, 3 0 0 円) + ※初回加算 3 0 0 単位 (3, 0 0 0 円)	岐南町地域包括支援センター (居宅介護支援事業所へ委託可)

利用者負担及び利用限度額

利用者負担等

基準緩和型サービスに係る利用者負担は、現在の介護給付の利用者負担割合（原則 1 割、一定以上所得者は 2 割もしくは 3 割）と同様です。

また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業を実施します。

なお、保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時に実施される給付制限と同様の措置については、介護保険法に規定がなく、重度化予防という総合事業の趣旨から当面、適用しません。

利用限度額

基準緩和型サービスについては、給付管理を行います。

要支援認定を受けた方については、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と基準緩和型サービスを一体的に給付管理します。

基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援 1 の利用限度額と同額とします。

【要支援 1 ・事業対象者 5,003 単位】

【要支援 2 10,473 単位】

住所地特例対象者及び生活保護適用者への対応

住所地特例対象者

他市町村が保険者の住所地特例対象者は、岐南町の事業所において、基準緩和型サービスを利用できます。

ただし、住所地特例対象者でない他市町村の被保険者が岐南町の基準緩和型サービスを利用することはできません。（住民票は異動していないが、岐南町に住んでいる方、岐南町近郊に在住の方等）

生活保護適用者

介護保険法の改正に合わせて、生活保護法の改正が行われ、総合事業の利用者についても介護扶助が行われます。手続きは、予防給付と同じです。

基準緩和型サービス事業の事業所指定について

1 指定申請

基準緩和型サービス事業の指定基準は、現在訪問又は通所介護相当サービス事業の指定基準の一部を緩和したものとなります。指定の有効期間は 6 年間で 6 年後にも引き続き事業を実施する場合には指定更新の手続きが必要となります。ただし、現在既に、現行相当サービスの指定を受けている事業所で、今回新たに基準緩和型サービスの指定を受けられる場合の有効期間は現行相当サービスの指定開始日より 6 年間で変更はありません。

○新規で基準緩和型サービスを開始予定の事業者及び現在、訪問又は通所介護相当サービス事業の指定を受けている事業者が平成 31 年 4 月 1 日より新たに基準緩和型サービス事業を開始する場合は、平成 31 年 2 月 28 日までに指定申請時における添付書類一覧【資料 4】参照に記載の書類を添付し申請してください。

- なお、次に掲げる事業形態に応じ、それぞれ記載する書類を省略することが可能です。（事業形態は P 26 の Q & A に記載）
- （1）通所介護等（通所介護、介護予防通所介護及び通所介護相当サービス事業のことを言います。以下同じです。）と通所型サービス A を別の部屋で実施、又は部屋をパーティション等の仕切りで分けて実施する場合
別添【新規申請】指定申請に係る添付書類一覧記載の 3、8、14 の書類を省略できます。ただし、8 については新たに部屋を借りる等、既存の事業所以外の場所で、通所型サービス A を実施する場合には、省略できません。
- （2）通所介護等と通所型サービス A を一体的に実施する場合又は時間帯もしくは曜日を分けて実施する場合
別添【新規申請】指定申請に係る添付書類一覧記載の 3、8、9、10、14 の書類を省略できます。

2 申請等の届出の様式

指定申請の様式を含め、各種届出の様式は岐南町のホームページに掲載します。

岐南町公式ホームページ（ぎなんねっと）

→組織別一覧（トップページより緑のメニューバーの一番右にあります）

→民生部 保険年金課 [課のページへ](#) をクリック

→申請・届出（スクロールしていただき、一番下のグループにあります）

基準緩和型サービス事業の事業所指定について

3 運営規程等

基準緩和型サービス事業を開始する事業所は、運営規程や重要事項説明書を別途定めてください。運営規程に定める内容は、下記のとおりとなります。（【資料4】の12に該当）

訪問型サービス A	通所型サービス A
(1) 指定訪問型サービス A の目的及び運営の方針	(1) 指定通所型サービス A の目的及び運営の方針
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
(3) 営業日及び営業時間	(3) 営業日及び営業時間
(4) 指定訪問型サービス A の内容及び利用料その他費用の額	(4) 指定通所型サービス A の利用定員
(5) 通常の指定訪問型サービス A の実施地域	(5) 指定通所型サービス A の内容及び利用料その他費用の額
(6) 緊急時等における対応方法	(6) 送迎及び入浴サービスの有無
(7) 苦情を処理するために講ずる措置の概要	(7) 送迎又は入浴サービスを提供している事業所においては、希望を踏まえ送迎又は入浴サービスの利用を、利用者が選択することができる旨の事項
(8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	(8) 通常の指定通所型サービス A の実施地域
	(9) 指定通所型サービス A の利用に当たっての留意事項
	(10) 緊急時等における対応方法
	(11) 非常災害対策
	(12) 苦情を処理するために講ずる措置の概要
	(13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

※ 通所介護相当サービス事業と比較し（6）（7）の事項が追加されています

一定の研修について

訪問型サービスの「訪問介護員」もしくは、通所型サービスの「従事者」の資格要件に「一定の研修を修了した者」を定めています。

項目	内容
実施主体	指定を希望する事業者
実施方法	町で作成するテキストを用いて、事業所内で研修を実施する
講師	事業所の有資格者等（3年以上の経験を有する者） 例（訪問型：サービス提供責任者） （通所型：十分な知識を有する者）
研修時間	1日若しくは半日を2日間で合計6時間程度
研修修了の証明	一定の研修の実施に係る報告書、修了者名簿を提出、一定の研修の修了証の交付（【資料2】参照）

一定の研修について

町で作成するテキストを用いて、事業所の有資格者が従業者に対して研修を実施します
また、テキストを用いた研修だけではなく同行訪問などの専門的な内容も研修していただきます

研修項目	内容	時間
町が作成する テキストによる 研修	介護保険制度の理解	3 時間～ 4 時間程度
	介護予防・日常生活支援総合事業について	
	法令遵守について	
	基準緩和型サービスの開始に当たって	
	接遇について	
	認知症の理解について	
	人員・設備・運営基準について	
	介護報酬請求上の注意点について	
事業所で実施 する専門的な 研修	【訪問型】 同行訪問研修	2 時間～ 3 時間程度
	【通所型】 通所介護実地研修	

同行訪問研修：既に指定を受けている（介護予防）訪問介護事業所の訪問介護員等に同行し、スキルを身に付けます

通所介護実地研修：既に指定を受けている（介護予防）通所介護、地域密着型通所介護事業所のサービス提供に携わりスキルを身に付けます

基準緩和型サービスに関する各種Q & A（共通）

問1 基準緩和型サービスを開始するに当たって、定款を変更する必要があるか

答 基準緩和型サービスを実施することがわかる定めがあれば、変更する必要はありません。
例：介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
介護保険法に基づく第1号訪問事業、介護保険法に基づく第1号通所事業

問2 社会福祉法人で、定款に第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」という老人福祉法の名称で規定している場合、定款の変更は必要か

答 「老人居宅介護等事業」の定義に基準緩和型サービスも含まれているため、定款の変更は必要ありません。

問3 基準緩和型サービスを開始するに当たって、運営規程は既存のサービスとは別に作成する必要があるか

答 介護給付と現行相当サービスと基準緩和型サービスを一体的に運営する場合、それぞれ必要な事項が網羅されていれば一体的に作成しても構いません。

問4 他の事業所で既に「一定の研修」を受講した者を雇用する場合、新たに「一定の研修」を実施する必要があるのか。

答 「一定の研修」を受講したことが、修了証等で証明できる場合は、新たに一定の研修を行う必要はありません。
ただし、一定の研修には、接遇やコンプライアンス等の内容が含まれていることから、新たな事業所で一定の研修を行うことを妨げるものではありません。

問5 一定の研修を受講したことが証明できるものは、どのようなものを想定しているか。

答 町で作成した研修修了証明書（参考様式）の発行を想定しています。

基準緩和型サービスに関する各種Q & A（訪問型）

問1 訪問介護の集合住宅の減算については、訪問介護相当サービスの利用者も含めて計算するとあるが、訪問型サービスAの利用者は含めないものと考えてよいか

答 集合住宅の減算について、訪問型サービスAの利用者は含みません。

問2 訪問介護の特定事業所加算における訪問介護員等要件である介護福祉士等の割合には、訪問型サービスAに従事する時間を含むか。また、重度要介護者等対応要件である利用者の数には、訪問型サービスAの利用者は含むか。

答 特定事業所加算の算定要件のうち、訪問介護員等要件の割合は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等の状況に基づき算定することとしており、訪問型サービスAに従事する時間は含みません。また、重度要介護者等対応要件の利用割合は、指定訪問介護の利用者数（一体的な運営を行う場合の第1号訪問介護の利用者を除く）に基づき算定することとしており、訪問型サービスAの利用者は含みません。

問3 資格（介護職員初任者研修等）を持っているが、介護に従事した経験がない者が訪問型サービスAに従事する場合、「一定の研修」の受講が必要か。

答 訪問介護員の資格を有していれば、一定の研修を受講する必要はありません。

問4 「一定の研修」で行うべき項目である同行訪問の、回数や時間、内容、同行する職員の規定等について

答 時間については、2時間～3時間と規定していますが、回数や1回当たりの時間に定めはありませんので合計して2時間～3時間となるように行ってください。
内容については、訪問型サービスAは訪問介護員が利用者宅で個別にサービス提供するものであるため、サービス提供の流れやコミュニケーション方法等について学ぶことが必要であると考えます。
同行する職員については、訪問介護の経験を有する者であることからサービス提供責任者等が想定されます。

基準緩和型サービスに関する各種Q & A（通所型）

問1 通所介護と通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う場合の実施形態としてどのようなものが考えられるか。

答 要介護者と一体型または事業対象者単独型があります。

＜要介護者と一体型＞

要介護者向けサービスと同一時間帯、同一の場所を実施。要介護者向けサービスとあわせ、人員、設備等の基準を満たしサービスを提供する実施形態⇒現行相当サービスの指定基準を適用する。

＜事業対象者単独型＞

要介護者向けサービスを提供していない事業所や別紙、間仕切り、別時間等によりサービス提供場所等を区別してサービス提供する実施形態⇒大きく4パターン

【1】別の部屋で実施 （例）専用室にてサービスを実施

【2】部屋を区切って実施 （例）パーティション等により部屋を分けて実施

【3】時間帯を分けて実施 （例）午前は通所型サービスAを、午後は現行相当サービスを実施

【4】曜日を分けて実施 （例）土曜日は通所型サービスAを、月～金は現行相当サービスを実施

※ また、上記のパターンを複数組み合わせた実施方法も可能です。

問2 通所介護と通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う場合の利用定員はどのように考えればよいか。

答 ①既に設定している通所介護及び通所介護相当サービスの利用定員内で通所型サービスAの利用者を受け入れることは可能です。

②通所介護及び通所介護相当サービスで定めている利用定員を超える数の通所型サービスAの利用者を受け入れる場合は、「サービスを提供するために必要な場所」が確保されていれば受入が可能です。

③通所介護及び通所介護相当サービスの利用定員内で通所型サービスAの利用者を受け入れた場合に、当該通所型サービスAの利用者が16人目以降の場合の従事者の配置は、利用者が1名増えるごとに0.2人となります。

基準緩和型サービスに関する各種Q & A（通所型）

問3 通所介護と通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか

答 ①通所介護と通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う事業所の定員については、
・通所介護と通所介護相当サービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と通所介護相当サービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で利用定員を定め、
・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしています。
②したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、
・通所介護と通所介護相当サービスの部分が、通所介護と通所介護相当サービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となります。

問4 通所介護と、通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか

答 ①通所介護、通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室を合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上の確保する必要があります。
②なお、この場合、通所型サービスAに関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能です。

問5 通所介護と通所型サービスA及び通所介護相当サービスを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件について、どのように考えればよいか

答 算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ」と「認知症加算」については、人員基準の取扱いと同様、通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される通所型サービスA及び通所介護相当サービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとして取り扱います。
※個別機能訓練加算Ⅰにおいては、「常勤」の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが要件ですが、常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取扱いとします。
また、算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度ケア体制加算」と「認知症加算」については、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所型サービスAの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできません。

基準緩和型サービスに関する各種Q & A（通所型）

問6 「一定の研修」で行うべき項目である通所介護実地研修について、内容や回数等について

答 通所介護実地研修は、既存の通所介護事業所等において、実際にサービス提供を行い、スキルを身に付けるものです。既に通所介護等の指定を受けている場合は、その事業所において実地研修を行うことで足りませんが、通所介護等の指定を受けていない場合（新たに事業を開始される場合）は、町に相談してください。

時間については、2時間～3時間と規定していますが、回数や1回当たりの時間に定めはありませんので合計で2時間～3時間となるよう行ってください。